

第 10 回公募、第 11 回公募における事前着手届出制度について

事業再構築補助金事務局

■事前着手届出制度とは

補助事業の開始（購入契約（発注）等）は、交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。ただし、本事業においては、早期の事業再構築を図っていただくために必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、事務局から事前着手を受理された場合は、令和 4 年 12 月 2 日以降に購入契約（発注）等を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができます。

※交付決定以降に事業を開始される事業者の方については、本申請は不要です。

※交付決定前に事業着手が受理された場合であっても、補助金交付候補者の採択を約束するものではありません。

※令和 4 年 12 月 1 日以前に行われた購入契約（発注）等については、補助対象経費として認められません。

※事前着手が受理された場合であっても、交付申請手続きは必要となります。また、事前着手受理後に発注等を行った経費であっても、交付申請時に事務局にて申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申請期間

各公募回の公募開始日から 交付決定日まで

■提出方法

応募される方は、本事業の申請とは別に、事前着手の為の届出を事務局に下記 URL より jGrants にて申請下さい。

事前着手届出用 URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006EpDgEAK>

■受理結果の通知

事前着手の受理の可否を決定後、結果を通知します。

通常、申請から 10 日～ 2 週間程度を目安に通知を行う予定ですが、内容や申請状況によってはさらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

■その他注意事項

必ず、申請者名と同一法人・個人の連絡先を記載してください。申請者以外の認定経営革新等支援機関や外部支援者が記載されている場合は、内容に関わらず、受理いたしません。

以上